

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	法人名	()		
連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	26	円		
機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	27			
繰越税額控除限度超過額を有する各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (繰越連結法人の(1)の合計)	28			
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	29			
総調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{20}{100}$	30			
当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(14)の合計)	31			
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑧」)	32			
当期税額控除額の合計額 (31) - (32)	33			
総調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{20}{100}$	34			
総調整前連結税額基準額の残額 (34) 又は (34) - (31)	35			
繰越税額控除可能額の合計額	平	36		
	平	37		
	平	38		
	平	39		
合 計	40			
調整前連結税額超過構成額	平	41		
	平	42		
	平	43		
	平	44		
合 計	45			
当期繰越税額控除額の合計額 (40) - (45)	46			
法人税額の特別控除額の合計額 (33) + (46)	47			
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 の 繰 越 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (48) - (49)
	平	48	49	50
	平 ①	円	円	
	平 ②			外 円
	平 ③			外
	平 ④			外
	計		(22)	
	当 期 分	(10)	(14)	外
	合 計			

各 連 結 法 人 に お け る 前 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(29) \times \frac{(1)}{(26)}$	2			
	取得価額の合計額 (別表六の二(二十二)付表「10」の合計)	3			
	同上のうち10%又は6%適用 資産の取得価額の合計額	4			
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	5			
	(4)の資産以外の資産の 取得価額の合計額 (3) - (4)	6			
	同上のうち建物及びその附属設 備並びに構築物に係る額	7			
	税額控除限度額の計算	$((4) - (5)) \times \frac{10}{100} + (5) \times \frac{6}{100}$	8		
		$((6) - (7)) \times \frac{15}{100} + (7) \times \frac{8}{100}$	9		
	税 額 控 除 限 度 額 (8) + (9)	10			
	法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(27)}$	11		
	分	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	12		
		法 人 税 額 基 準 額 (11) と (12) の うち 少 ない 金 額	13		
	お	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (10) と (13) の うち 少 ない 金 額	14		
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(32) \times \frac{(14)}{(31)}$	15		
		当 期 税 額 控 除 額 (14) - (15)	16		
	る	繰越税額控除限度超過額 (48の計)	17		
		前 計	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(35) \times \frac{(1)}{(28)}$	18	
			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	19	
		算	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (19) 又は (19) - (14)	20	
			法 人 税 額 基 準 額 (18) と (20) の うち 少 ない 金 額	21	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (17) と (21) の うち 少 ない 金 額		22		
	越	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(41) \times \frac{(49の①)}{(36)} + (42) \times \frac{(49の②)}{(37)}$	23		
		$+ (43) \times \frac{(49の③)}{(38)} + (44) \times \frac{(49の④)}{(39)}$			
		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22) - (23)	24		
分	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) + (24)	25			

別表六の二(二十二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（二十二）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第2項若しくは第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の2の2第2項若しくは第3項（連結法人が企業立地促進区域にお
いて機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の2の3第2項若しくは第3項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取
得した場合の法人税
額の特別控除）又は平成28年改正前の震災特例法（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第25条の2第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取
得した場合の法人税
額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 震災特例法第25条の2第1項の表の各号の第4欄に掲げる減価償却資産若しくは同法第25条の2の2第1項若しくは第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等又は平成28年旧震災特例法第25条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 震災特例法第17条の2第1項の表の各号の第4欄に

掲げる減価償却資産若しくは同法第17条の2の2第1項若しくは第17条の2の3第1項に規定する特定機械装置等又は平成28年旧震災特例法第17条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「同上のうち10%又は6%適用資産の取得価額の合計額 4」は、「取得価額の合計額 3」の金額のうち平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第25条の2第4項第1号ロ及びニに掲げる減価償却資産並びに平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得又は建設をした同号へに掲げる減価償却資産に係る金額の合計額を記載します。

4 「翌期繰越額 50」の各欄の外書には、震災特例法第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（二十四）「7」又は別表六の二（二十四）附表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。